令和 4 年度 京都女子大学宗教·文化研究所研究助成

九條武子の女子教育に関する 思想と実践に関する研究

法学部教授 南 野 佳 代 法学部教授 手 嶋 昭 子 法学部准教授 西 義 人

【目次】

- I. はじめに
- Ⅱ. 女子大学設立計画時における九條武子の女子教育に関する言説
- Ⅲ. 社会的文脈としての女性の権利運動
- IV. 女子高等教育論議と女性運動から見た九条武子の思想
- V. おわりに

I. はじめに

本研究は、九條武子の女子大学設立趣意書にみられる、女性に対する教育の必要性に関する主張を手掛かりとして、女性に対する人権教育と人権思想を基盤とする法学教育の意義、また、それを女子大学において行うことの意義と目的を学術的に明らかにすることを目的とするものである。

この目的の達成のために、手始めに、本稿では以下の内容を扱う。Ⅱにおいて、女子大学設立趣意書公表までの経緯を確認し、九條武子の女子教育に関する言説と女子大学趣意書との関連を仏教思想の観点から考察する。Ⅲにおいて、女性の権利運動の流れについて米英を中心として概観し、日本における当時の女性の法的地位や女子教育制度を確認したのち、法的地位の改善を求めた女性

の権利運動として、公民権運動(「婦選運動」)とともに展開された教育に関する運動そしてその延長線上にある高度専門職の門戸開放を求める動きをみる。 Ⅳでは、II で明らかになった武子の教育観を、III で確認した当時の女性運動の 文脈の中でどのように位置づけられるかを検討する。

Ⅱ、女子大学設立計画時における九條武子の女子教育に関する言説

本節では、西本願寺仏教婦人会連合本部が女子大学設立運動を推進した時期を中心に、本部長を務めていた九條武子(1887-1928)の、女子教育に関する言説に焦点を当て、その特徴と、1912(明治45)年に発表された女子大学設立趣意書との関連を確認する。主要な先行研究としては、中西直樹『日本近代の仏教女子教育』(法蔵館、2000年)・『真宗女性教化雑誌の諸相』(法蔵館、2021年)、および竹安栄子「ジェンダー平等推進に果たす女子大学の役割 京都女子大学の挑戦」(『NWEC 実践研究〈13〉』〈2023〉)がある。本章ではそれらに依りつつ、異なる視点からの情報も加えて考察を行う。

(1) 大谷籌子の女子大学設立構想

九條(大谷)武子は1887(明治20)年、西本願寺(本願寺派)第21代宗主大谷光尊(明如)と藤子との間に第六子・二女として生まれた。1892(明治25)年、九條道孝の三女・籌子が、武子の長兄・光瑞(鏡如)の婚約者として11歳で大谷家に入り、以後、籌子と武子は実姉妹同様に育った。1898(明治31)年、武子が12歳のとき小学校を退学、その後、籌子や実兄たちと家庭学習に移行した。この時に宗義の教育を担当した一人が赤松連城であった。赤松は大日本仏教慈善会財団の設立をはじめとして、社会事業や宗教教育の推進に尽力しており、特にこの時期1899(明治32)年に、仏教に基づいた慈善事業や女子を含めた高等教育機関の必要性を説いている。そこから、籌子や武子の女子大学設立構想は赤松を土壌として芽生えたものかもしれないとの指摘がある10。

1907 (明治40) 年、仏教婦人会連合本部が設立され、籌子が総裁に、武子が

本部長に就任した。籌子は総裁として女子大学設立を構想していたとされるが、 籌子自身の構想を直接記録したものは残されていないとされる²⁾。一方、武子 が籌子の女学校設立の意志について語った記録としては次のものがある。

もつとも我が婦人会の事業として、ぜひ女学校を設けたいと申すのが、かねて総裁様の御宿志で御座いますが、本部も無論その考へをもっております。ところで我仏教婦人会で設けた女学校と申せば、先づ道徳上に於て異彩をはなつ完全なものでなければなりませんが現今女子教育の有様を見まするに、学生の堕落より社会の風俗を汚し、心ある者は頻りに其善後策を講じつつある折からであるから、せめて我等の教会に於て其弊風を一洗し、一般女子の幸福を増進したいことと思います。もしやその設立されし女学校にして、従来のものといささかかわりたる事ないと致しますれば、むしろ設立せぬ方が総裁様の御意志にかなうかとも存じます。3)

ここで武子は籌子の女学校設立の意志を踏まえて、その女学校は、「学生の 堕落より社会の風俗を汚」す既存の女学校の悪影響を一掃するような、「道徳 上に於て異彩をはなつ完全なもの」でなければならないという強い自負と、真 宗の教えによってそれを実現したいという理想を述べている。

(2) イギリス視察における武子の見解

1910 (明治43) 年、前年末に夫・九條良致と日本を出国した武子と、先んじて光瑞と出国していた籌子は、マルセイユで合流の後、4月にロンドンに入り、滞在中、当地の女子教育を熱心に視察した。この時期に武子がロンドンから送った手紙が当時の雑誌に掲載されており、その中で視察の状況や武子の感想が語られている4)。記事の冒頭には、この手紙が武子の師である東京女学館教授・藤崎つね子に宛てられたものであるとの説明がある5)。

武子は学校を見学した様子を次のように伝えている(繰り返し記号の「くの

字点 | については言葉の反復に書き改めた)。

…倫敦の見物も大かたいたし候、先達よりこちらの女学校、小学校及び幼稚園など、大学を卒業されし英国婦人と親しく相成りしを幸ひにて案内をたのみ、見せてもらひ候。官立、私立、御寺の慈善になりしもの、もとより立派なるもの、お廉末なるもさまざまに候。小学校などはよほど日本の方が秩序だてるやうにおもはれ候、最も英国の方が家庭的とみれば、さうかとも合点され候へども、せまきせまき目にては余りうらやましくも思はれず候。ある富豪のみの女学校に参り候へば、下級生の授業数まことに少く、不思議におもはれ、きけば大かたは田舎に行つたのだと申候。ロンドンの中流以上の紳士は、この四月から六月末までの交際期が終るや、おのおの country の別荘や、今一つ上流の貴族様は御自分のお城などに夏を過すのが一般の由ゆゑ、学校ゆきのお嬢様がたも学校はすて、、その方に行かれるものとおもはれ、一寸日本人の考へにては、学校はなんだか娘さんがたのひまつぶしか何かのやうに思はれ候 尤もか、る家庭には、よきガバーネスがあるに相違なかるべく候。こちらの婦人は見聞もひろく、話(なにげなき)も世界的にて交際は申までもなく上手に御座候…6)

ここには現地で親しくなった「大学を卒業した英国婦人」の案内で女学校・小学校・幼稚園などを見学したとある。籌子の伝記に「ケンブリッチ大学を卒業した一女子を先導として大中学校をはじめ、慈善院、育児院などの視察をされた⁷⁾」と描写されている一件であろう。

武子は、見学した小学校や上流階級の女学校にはどちらかといえば否定的な感想を述べており、欧州の先進性にただただ圧倒されるばかりではなかったことが知られる。それは前節に引用した武子の談話にあるように、「道徳上に於て異彩をはなつ完全な」女学校を設立したいとの強い自負に基づく感想であったとも考えられる。一方で武子は、イギリスの女性たちの見聞の広さやコミュニケーションの巧みさには敬服している。籌子や武子が女子高等教育の必要性

をより強く意識した背景には、こうしたイギリスの女性達から受けた印象が大きく影響していることは既に指摘されている⁸⁾。とりわけ彼女たちが大学を卒業していたという事実が、女子大学設立への熱意をより一層かき立てたことは想像に難くない。

(3) 女子大学設立趣意書と武子

籌子と武子は1910 (明治43) 年9月にイギリスを離れ、同年10月1日に帰国した。しかし籌子は3ヶ月後の1911 (明治44) 年元日病に倒れ、1月26日に逝去した。翌1912 (明治45) 年3月17日、籌子の追慕会に参集した婦人会幹部に向けて、武子本部長より「女子大学設立趣意書」が発表された。そこには、

外教徒亦茲に見る所あり、往年東都に女子大学を経営し、昨年復た西京に同志 社女子大学を発表す(中略)女子教育の事業、豈に独り異教徒に一任し、袖手 傍観して可ならんや⁹⁾

と、キリスト教系の女子大学が先んじて設立されていることへの対抗意識が明示されている。そして、女子大学の設立が籌子の遺志であることが強調されている。

一方、それとは分量・文面の異なる「明治四十五年三月 日」付の「女子大学設立趣意書」が京都女子大学に所蔵されている。一部を抜粋すると、第二段落には次のように述べられている。

世或は欧米女子教育の弊資を指摘し、我国の女子教育を危うめり、さりながら欧米の女子に於ける非点は、教育其の事にあらずして、教育の方法に帰するを知らざるべからず。蓋し我国教育の淵源は、実に国体の精華に発す。祖先と子孫の連鎖を護持するを務め、重きを家に置けり。是を以て、家を斉ふるは、女子教育の鍵たり。近頃欧米亦た覚醒する所あり。頻りに斉家教育に向て意を傾

この趣意書について中西は「追慕会から間もなく、全国の婦人会に向けて設立趣旨を演達するため、婦人会員の願いを意識して書き改められ印刷されたもの¹¹⁾」と推測している。これに付け加えるならば、この趣意書に見られる欧米女子教育への批判的見解は、イギリスからの手紙に示されていた武子の見解に通じる部分があり、書き改められる段階で、そうした武子の経験も反映された可能性はあるのではないかと考えられる。

この女子大学設立運動は、程なくして発覚した本願寺の巨額負債問題の影響で苦境に立たされた。そして1914(大正3)年5月14日に宮内省に関わる疑獄事件の責任をとり光瑞が宗主を引退する時点で、運動は完全に行き詰まったと考えられると指摘されている¹²⁾。その後1919(大正8)年1月、前年に大学令が制定されたことを受け、本願寺教団において女子大学設立計画が再度持ち上がることとなった。ただしそれは既に仏教婦人会、そして武子が主導するものではなかった。

この時期、武子は読売新聞に「確立せる婦人の地位」と題した文章を寄せている¹³⁾。そこで武子は、第一次世界大戦を背景として女性の地位向上の機会が訪れていることを指摘し、日本女性もさらなる自覚向上の道を計ることが必要と説き、女性の奮起を促している。そして結びの一段において、宗教を信仰することが地位向上を目指す女性の支えになるのだとしている。なお、そこで示されているあるべき女性の姿は、

動乱定まりなき時代に在りても、信仰から慰藉を受け、家庭に在りては家族団欒の喜びの中に、夫に対し、子女を育て、社会に出で、は、同情融和の念を基として婦人たるの務めを尽すことが出来るでございませう。

という、良妻賢母の色が濃厚にあらわれたものであった。またこの一段では、

女子教育による女性の地位向上ということには触れられていない。

その後武子は1923(大正12)年の関東大震災を機に慈善事業に尽力していくこととなる。またそれに伴い、新聞や女性雑誌などへの寄稿も増加していった。その中ではしばしば「信仰」と「理智」との関係が語られており、これもまた武子の教育観を窺う上でのひとつの鍵となるのではないかと考えられる。それについては稿を改めて論じたい。

Ⅲ. 社会的文脈としての女性の権利運動

本節では、「女子大学設立」の意思を、19世紀末から20世紀初頭の女性の権利運動(いわゆる第一波フェミニズム)という社会的文脈に位置づけることを目的として、以下の点を取り上げる。第一に、主として米英の女性の権利運動の流れを概観する。第二に、日本における当時の女性の法的地位と女性教育制度を確認する。第三に、これらの法的地位の改善を求めた女性の権利運動をとりあげる。

(1) 19世紀末から20世紀初頭の女性の権利運動

まず、海外での運動について、比較ジェンダー史研究会の資料を主として参照し、簡単にみておこう¹⁴⁾。1848年に米国セネカフォールズで開催された女性の権利大会において採択された"Declaration of Sentiments"は、米国の独立宣言の文言の英国王を男性に置き換えた女性の権利宣言として有名である。その後、全米女性参政権協会、アメリカ女性参政権協会が設立され、米国の女性の権利運動は参政権獲得が多様な団体の共通課題として前面に出ることになる。もうひとつの共通の重要課題として、「民事死亡」(civil death)を立法によって変更させるべく、各州立法府への働きかけも行われた。というのは、婚姻により女性が民事上死亡したも同然に扱われる(行為能力を喪失し、夫が夫婦を「代表して」妻の財産を管理する一好きに処分してよい一)ことは、自身の財産を自身で管理することができず、就業においても大きな障壁であったからで

ある¹⁵⁾。高等教育を受ける権利については、米国では1865年に女子大学が設立され、1893年までに7校が開校した。第一次世界大戦に米国が参戦した1917年時点で、米国では女性参政権運動は全米女性参政権協会(NAWSA: National American Woman Suffrage Association、1890年成立)などを中心に盛んであり、一部の州が女性参政権を認めていたが、連邦レベルでの女性参政権は、連邦憲法修正19条を下院が1918年に、上院が1919年に承認し、批准され1920年に実現した¹⁶⁾。

英国においては「「、1865年には普通選挙権論者であった J. S. ミルが女性参政権を掲げて議員に当選し、翌年、女性参政権法案を提出したが否決された。 1867年には英国各地で結成されていた女性参政権運動団体の連合体である女性参政権全国協会(NUWSS: National Union of Women's Suffrage Societies)が創設され、1914年までに54000人が組織に参加している。1903年にマンチェスターで女性社会政治同盟(WSPU: Women's Social and Political Union)が結成され、英国全土に支部を持つ団体となり、労働者階級の女性が多く参加し、「闘争的な」活動を行い、毎週2万部の機関誌を販売していたとされる。1907年にはWSPUが分裂し、より穏健な方針をとる女性自由連盟(WFL: Women's Freedom League)が結成された。これらの団体は、運動方針の違いを超えて、協力し、第一次世界大戦への英国参戦によって停止されるまで、活発に活動しており、武子と壽子の英国滞在時期と重なる。高等教育においては、1865年にケンブリッジ大学は地方試験を女性に受験可能とし、1878年にロンドン大学は女性が学位取得することを可能にした。女性の参政権は、1918年に一部認められ、1928年に全面的に実施された¹⁸⁾。

ドイツは、1871年に統一され、帝国憲法や民法典が整備されていったが、1908年には女性の大学入学が公認され、政党への登録が可能になった。1919年にはワイマール憲法で女性参政権が認められた。周知のように、女性参政権が初めて認められたのは1893年ニュージーランドである。当時、女性参政権運動(第一波フェミニズム運動)は世界的潮流であって、1904年には国際女性参政

権同盟が設立された。

(2) 近代法継受と日本における女性の法的地位

日本は明治政府の近代化政策により、西欧近代法を継受して法典を編纂し、裁判所構成法等をはじめとして司法制度とその運営に当たる人的資源の養成のための法制度整備も行った。時系列で¹⁹⁾法制度整備と教育について流れを確認してみよう。大日本帝国憲法発布(1889(明治22)年)までの間に、植木枝盛が女性参政権を1879年(明治12年)に提唱(「男女同権につきてのこと」)し、1880(明治13)年には高知で女性の投票が実現した。しかし、1889年に衆議員議員選挙法により女性の政治参加が制限され、1890(明治23)年の集会および政社法第4条、第25条によって女性の政治活動が全面的に禁止され、1900(明治33)年制定の治安警察法第5条第1項第5号、第2項では、女性に政治活動を禁じていた。²⁰⁾

治安警察法第2項は、1922(大正11)年の改正により削除された。その背景には、いわゆる大正デモクラシー期(第二次桂内閣倒閣運動1905(明治38)年から満州事変1931(昭和6)年までとされる。その中心は1917年ロシア革命、1918年ドイツ革命、米騒動から1925年(大正14年)男子普通選挙と治安維持法成立までである。)に、日本における女性の権利運動も世界の第一波フェミニズムと同期して盛り上がりを見せたことがあろう。

1898 (明治31) 年に公布された民法は、家制度の根幹である戸主制度や戸籍記載者の同氏制度、さらに家督相続について定めた²¹⁾。とりわけ、801条で女性の婚姻無能力(1項にある civil death 規定、婚姻により妻は自らの財産について夫にその行使に係る権限を譲り渡すことになり、契約や財産譲渡などの法律行為をすることができなくなる。)を定めたことは、財産の継承における法的婚姻関係の有無による子の法的地位の差別、性の二重基準の法制化(民法では768条、813条)と一体となって、女性の生き方を束縛するものであった。また、婚姻に関連して最初の刑法(旧刑法、1880(明治13)年制定、1907(明

治40) 年廃止) は、「ナポレオン法典」に倣い、夫に非常に強い権力を持たせ、性の二重基準を刑法でも法制化(311条、353条)した²²⁾。

当時の西欧近代法が内包していた性差別的諸側面が、継受により日本法にも 反映された。江戸時代から明治初期の法典制定前には女性が日常行っていた「業務」(法的には法律行為である諸活動) は法的に制限されることとなった。もっとも、それは日本社会のあり方がそれを受容するだけの性差別的構造の共通性 一「男尊女卑」一をもっていたということでもある。日本の女性は、法律によって政治活動に参加できなくなり、婚姻すれば財産権を行使できなくなり、性的自由の局面では妻を殺傷する法的権利が夫に認められた。公的領域においても私的領域においても、法によって力を奪われたのである。

次に、教育をみておこう。1872 (明治5) 年に学制発布、統一的制度教育が始まる。「学制」計画書には「男女ノ差アル事ナシ」とされ、1877 (明治20) 年頃までは、中等教育は女学校であったが、「男女平等」であった。1872年には官立東京女学校が、1874年には東京女子師範学校(現国立大学法人お茶の水女子大学)が開設され、1887年には女子の初等教育就学率は50%に達した。ところが、1879年の教育令は、自由民権運動、不平士族の反乱などの脅威に直面し、統制強化の一環として小学校以外の男女別学を定め、1883 (明治16) 年には、自由民権主義的な民間の教育会に対抗して大日本教育会を結成し、教員の組織化を行った。この頃から、政府は意識的に男女性差論(男女は生来の差異があり、果たすべき役割が異なるため、あらゆる分野で別扱いとするべきであるという言説。)を紹介するようになる。教育においては、女性の高等・専門教育不要論も主張されたが、男女性差論に基づき女子には女子のための教育が施されるべきであるとして、「良妻賢母教育」の主張もなされた23。

1890 (明治23) 年には、当時大学から排除されていた女性の高等教育機関として女子高等師範学校(1908年東京女子高等師範学校、現国立大学法人お茶の水女子大学)が設立され、高等女学校の教員養成をおこなった。1899年に高等女学校令が公布され、女子中等教育機関が整備されて、1925年時点では高等女

学校在籍者数は25万人程度、進学率は約15%となり、同時期の男子の中学校在籍者数を上回っていた²⁴⁾。ただし、男女性差論により、高等女学校は、男女別学における男子の中学校相当の高等普通教育を実施するべく設置されたものの、その教育目的は、国家の方針として「良妻賢母」教育を行うこととされた²⁵⁾。1900年には東京女医学校、女子英学塾(現津田塾大学)が設立された。1908年には、奈良女子高等師範学校(現国立大学法人奈良女子大学)が設立された。

女性には大学の門戸は閉ざされていたが、例外的に女性の入学が許可される例もあった。1913年に、東北帝国大学(1907年創立)に3名の女性が入学した。1919(大正8)年施行の大学令によって公立私立大学が開設できるようになった。私立の高等教育機関は、専門学校としてすでに多く設立されており、1903年専門学校令により、女子に受験資格が認められていた²⁶⁾。私立大学のなかには、明治大学のように大学に女子も受験資格がある専門学校部門として専門部女子部法科・商科を置き、その卒業者に大学編入を認める形で、女性の大学卒業を可能にしたところがあった。それは女性に、大学卒業が受験資格要件である高等文官試験受験の道を開いた²⁷⁾。女性にも大学の門戸が開放され、女子大学の開設が公式的に認められるのは戦後、民主化政策における「女子教育刷新要綱」で、教育の男女機会均等、内容の平準化を図り、大学が男女共学になったのは1946(昭和21)年からである²⁸⁾。

(3) 女性の権利運動と教育を受ける権利

以上のような日本における女性の法的地位の改善を求めた、女性の権利運動 一それは(1)で見た世界における第一波フェミニズム運動と共鳴する一の展 開を簡単に整理し、九條武子の女子大学設立趣意書の社会的文脈をみてみよう。

『青鞜』が1911 (明治44) 年に創刊され、読売新聞に婦人附録が1914年に新設され、1916年には『婦人公論』が、1917年に『主婦之友』が創刊されたことは、女性の権利や生活を議論する女性たちとその場、その女性購読者層があらわれたことを示す。『青鞜』における与謝野晶子、平塚らいてう、山川菊栄ら

の「母性保護論争」は、現代にも通じる論点を尽くした日本のフェミニスト論 争として有名である。

1935 (昭和10) 年の『法律時報』 7 月号に掲載された市川房枝の「婦人参政 権運動の歴史と展望 [29] および黒田 (2006) 30] を参考に女性の権利運動をまとめ ておく。1887 (明治20) 年前後の自由民権運動の時期において、女性参政権を 主張するものがあらわれたが、集会および政社法により女性は政治活動から排 除された。女子教育の普及、労働への進出が進んだが、男子の普通選挙の要求 に伴って、初めて集会政社の権利の要求が行われた。平塚らいてう、奥むめお、 市川房枝らが結成した新婦人協会は女性の権利運動を展開する。1919年から 1922年まで、治安警察法改正、地方自治制度改正、衆議院議員選挙法改正、花 柳病男子結婚禁止法制定を請願、提出し、治安警察法第5条第2項の改正(削 除)が実現し、政治集会への参加が可能になった。婦人参政同盟は、1923年か ら、民法改正、刑法改正、弁護士法改正を政府議会に請願した。1924年には婦 人参政権獲得期成同盟会が発足し、婦人結社権、婦人公民権、婦人参政権のた めの請願、法律案を提出し、衆議院は通過したが、貴族院で否決された。男子 普通選挙が実現した後、1928(昭和3)年には婦選獲得共同委員会が結成され て、選挙権獲得を明確に目指す運動が行われ、1930年に婦人公民権法案が衆議 院を通過したが、貴族院本会議で否決された。1931年の満州事変以降、女性の 権利運動は参政権運動から、民法改正運動等に中心を移すが、その中に、弁護 士法改正運動があった。この運動は、1936(昭和11)年の弁護士法改正施行に 成功し、1938年の日本初の3名の女性弁護士誕生に結実する。

以上が、「女子大学設立趣意書」の社会的文脈をなす女性の権利運動の流れである。

Ⅳ. 女子高等教育論議と女性運動から見た九条武子の思想

Ⅱでは、仏教思想の観点から、武子の女子教育に関する言説と大学設立趣意 書の関連を考察し、Ⅲでは、武子の言説の文脈として、当時の女性の社会的地 位および内外の女性運動の状況を概観した。それを受けて、IVでは、より具体的に、同時期に高まった女子高等教育論議や、市民運動としての女性解放運動の諸潮流の中で、武子らの仏教主義女子大学構想がどのように位置づけられるかを検討する。

(1) 明治・大正期の女子高等教育論議と女性運動

中西によれば、1880年代、不平等条約の改正実現のため、明治政府は風俗・習慣・文化その他あらゆる面での「欧化」を推進する政策をとり、男尊女卑の打破・女権の拡張は開化・欧化の必須条件のように論じられており、キリスト教主義学校が女子教育の先駆的役割を果たし、女子教育家・社会改良家・女流文学者などを多数輩出した³¹⁾。しかしながら、1888(明治21)年ごろには、当時の代表的な教育雑誌において、「日本婦人ヲシテ日本ノ風土気候ニ生活シ、日本ノ歴史ヲ戴キ、日本ノ習慣ニ準拠」した教育が必要だ、等の、西欧志向的女子教育像への反発を示す論考が登場し、その後も「欧化」的女子教育批判が激化することとなる³²⁾。

一方、前節でも見たように、1900(明治33)年以降、女子英学塾、女子美術学校、東京女医学校、日本女子大学校などが開校され、この時期に、近代日本の女子高等教育発展の基礎が築かれたとされている³³⁾。しかしながら、家族制度下における女性の性別役割や高等女学校の教育理念である「良妻賢母」と抵触するようなレベルの本格的女子高等教育については、当時の根強い男尊女卑意識から社会の理解を得ることは困難な状況にあった。1915(大正4)年、文部大臣に就任した高田早苗は、文部省初の女性の大学教育制度化構想となる大学令要項を策定し、「女子も大学の教育を受く可からざる道理はある可からず女子と雖も亦当然高等の教育を受く可き権利無かる可からず世界の進歩したる各国は皆斯くの如し」と述べているが³⁴⁾、この大学令要項の審議を行った教育調査会では、貴族院や枢密院を背景とする委員の反対が根強く、審議が進まないまま、文部大臣が変わり、大学令要項は自然消滅した³⁵⁾。

その後、第一次世界大戦中、ヨーロッパの女性たちが出征した男性の代わりに社会的活動に従事し、女性の潜在的能力を示したことが、旧来の日本の女性観に衝撃を与え、女子高等教育の考え方に変化が生じる。加えて、20世紀初頭の世界的なデモクラシーの高揚、労働運動の台頭により、日本でも「婦人問題」が世論の注目を集めたことも、女子高等教育に積極的な雰囲気が生まれる要因となった。また、その背景には、当時の欧米における女性解放思想とその成果としての女性参政権の実現(II(1)参照)があったと考えられている360。

第一次世界大戦後、女性の大学教育論が高まったとはいえ、その論拠は必ずしも女性の権利拡張とは限らず、様々な議論があった。人格として男女は平等であるという考え方がある一方で、女性の利益のためではなく、あくまで国運・国力増強を目的とする国家的見地から必要性を説く論があった⁵⁷⁾。さらに、実用的な学問知識ではなく、文学、宗教、芸術等を修めた教養のある女性を養成せよという「新賢母良妻主義」という風潮があった⁵⁸⁾。

1920年代には、女子高等教育振興運動が起きるが、これは婦女新聞社によって始められ、その後、帝国教育会内の「女子教育振興委員会」および聴講生などとして大学で学ぶ女子生徒の組織「全国女子学生聯盟」等が中心的役割を果たした。これらの団体の請願や建議等によって帝国議会で女子高等教育をめぐる論議が展開された。それらの議論は、女性の人間としての平等性を認め、教育の機会均等や男女共学の教育的意義を説くなど、一定の先進性がみられたものの、なお家族主義的な女性の性別役割を前提としたものであったという39。

このような女子の高等教育を求める運動と当時の女性運動とはどういう関係にあったのだろうか。女子教育振興委員会は、市民的女性団体・女性職能団体・女子高等教育機関の同窓会など14団体と協力して活動を行ったものの、その協力関係は一時的なものにとどまった。その理由は、振興委員会が女性参政権など女性の社会的諸権利の獲得運動に積極的でなかったためである⁴⁰⁾。1925年に第50回帝国議会衆議院に提出された「女子高等教育の振興に関する建議」では、帝国大学その他各種学校の女性への門戸開放をうたっているが、これを市川房

枝は「別の婦人たちが運動していた女子教育問題」と評している⁴¹⁾。当時の女性運動において、女子の高等教育は必ずしも最優先事項ではなかった。たとえば市川房枝らによって結成された婦人参政権獲得期成同盟会は、特に女子高等教育振興のための具体的行動を起こすことはなかったという。湯川は、その理由として、女性参政権運動者たちが、女性差別の根本は参政権の問題にあり、それが獲得されれば女性が国政の場で活躍し、その結果女子高等教育を含め様々な女性差別を克服できる、という戦略を持っていたことによると述べている⁴²⁾。

さらに当時社会主義的思想に依拠し活動していた「無産女性団体」は、教育の機会均等、教育の無償化、高等教育の門戸開放、男女共学を要求していたが、具体的な要求を議会に提出することはなかった⁴³⁾。社会主義思想の立場から女性問題を論じた山川菊栄は、1919(大正 8)年の評論において、「せいぜい女学校で打切られる何十万何百万の女子の教育改善が行われぬかぎり、一人二人の女学士を出すことは、婦人改革審の大局から見て、結局全然無意義と言ってよいのである⁴⁴⁾」と述べており、社会主義思想に依拠していた女性運動家たちにとって、高等教育よりも中学以下の教育の解放が重要視されていたことが分かる。

(2) 武子の女子高等教育論

以上のような武子と同時代における女子高等教育論議と女性運動の流れの中で、武子の言説はどのように位置づけられるであろうか。

当時の女子教育観は、前述したように、家族主義的、男尊女卑的なものから、男女平等思想にもとづくもの、国家的見地からの女性活用論まで、多様な議論が展開されていた。その中で、Ⅱ(1)でも触れたが、武子に多大な影響を与えた壽子の言葉として、末廣唯信が記録した「仏陀は女性に強い霊的性能を認め、男女平等均等に扱われたことは否定しえない事実である。男性は婦人を或は人形視し或は奴隷視しすべての自由を束縛して来たがこれは時代を解しない

人達の誤った考えからである」⁽⁶⁾という批判的言辞をみると(これが正確に壽子の言葉だったとして)、当時の先進的な女性解放思想の論客に引けを取らない内容であるようにも思われる。しかしながら、壽子は、日露戦争開戦直後の1904(明治37)年に公表された「門末の婦人達に告ぐ」という文章においては、「女には女として相応しい任務あり」、男性が後顧の憂いなく務めを果たせるように銃後を守ることこそが女性の務めであると述べている。一見異なるように見える二つの言説は、壽子の思想の変遷として理解すべきか、前者が武子という姉妹のように育ち、同士のような存在だった相手に語った言葉であり、後者が御裏方という立場で日露戦争開始後という時期に宗門の女性たちを対象に語った言葉であることから、本音と建て前のように理解してよいのか、あるいは、両者は壽子の中では必ずしも矛盾するものではなかったか、定かではない。ただ、壽子の人となりや⁴⁽⁶⁾、女性への偏見に対し身をもってその間違いであることを示そうとするエピソード⁴⁷⁾等の記録が示すように、欧州視察以前より当時の日本の男尊女卑社会に対する批判的精神を持っていたことは想像に難くないと思われる。

また、II (2)で述べたように、壽子・武子は1910 (明治43) 年視察のためロンドンを訪れ、女性参政権運動を間近で見ており、イギリスの女性たちの女性解放に関する認識の高さに感銘を受け、女子高等教育の必要性への認識を一層強くした48)と考えられているが、女子大学設立趣意書の内容は、必ずしもイギリスの女性解放思想の影響が伺えるものとはなっていない。II (2)で取り上げたように、東京女学館教授藤崎つね子へ武子が送った手紙の中では、女学校、小学校、幼稚園を見学したことが記されているに留まり、大学に関する言及は見られない。II (1)でも見たように、当時のイギリスの女子高等教育の状況は日本よりはるかに進んでおり、1914 (大正3)年に欧米への大学視察旅行を行っている高田早苗は、当時を回想し、欧米では大学において多くの女子が男子と机を並べて学んでおり、シカゴ大にいたっては全学生の半分が女性であることに唖然としたと述べ49)、この視察で受けた衝撃が、高田をして翌1915

(大正 4) 年文相就任後女子の大学入学を規定した大学令要項の策定(Ⅳ (1) 参照)に向かわしめたと考えられている。武子たちも、大学教育を受けたイギリスの女性たちの「実力」に感銘を受けていたことは前出の回想中でもうかがえるものの、イギリスの大学教育の実情をどのように受け止めていたか詳細は不明である。

Ⅱ (3) で検討した女子大学設立趣意書のうち、壽子の追慕会で公表されたものには、男尊女卑的社会への批判はなく、海外の状況から女子教育が国運の盛衰を左右する一因であるとする判断、仏教界としてキリスト教系女子高等教育の先行を牽制する必要性、壽子の遺志の強調が主たる論調となっている。京都女子大学所蔵の女子大学設立趣意書の方も、「夫れ国運の発展は」という表現から始まり、追慕会で公表された趣意書と同じく国家的見地から見た女子教育の重要性を前提としていることが読み取れる。「国民とは、豈に独り男子のみを謂はんや、亦女子を併せて之を謂ふべし」という箇所は、男女同権の考え方とも読めそうだが、趣意書の文意は、「常識の発達、趣味の養成、徳性の涵養を図り、女子の職分を尽くさしめて、国体の成果を発揮せんと欲する」というものであり、国家的見地に立った新賢母良妻論と言わざるを得ない。

壽子や武子の男女平等への思いが、必ずしも女子大学設立趣意書にはつながらなかった理由として、壽子という指導者が失われたこと⁵⁰⁾、当時の社会状況の変化等が指摘されている。社会状況の変化とは、日露戦争後、女性へのナショナリズムの啓発の必要性を認め、相対的な女性の自立と地位向上を認める傾向にあったものの、1910(明治43)年頃を境に、女性の自立への欲求が個人主義・社会主義と結びつき、帝国主義的国民統合を揺るがせかねないという警戒心から、伝統的良妻賢母規範への復古を説く言説が増えていったことを指す⁵¹⁾。このような状況に加え、仏教界自体もまた男性中心社会であり、ことに壽子亡き後、仏教婦人会本部長の重責を担う武子の立場を考えると、女子大学設立趣意書の文面に女性の自立や地位向上を強く打ち出し得ないのは当然であったかと思われる⁵²⁾。

武子は、1920年当時、先端的な女子教育思想を論じていたとされる与謝野晶子と山川菊栄という二人の論客から批判を受けている。1920(大正 9)年に刊行された武子の処女歌集『金鈴』について、与謝野晶子は「個性の自負を持ちながら、それをどうして出来るだけ真剣に徹底されないのでせうか」と述べている⁵³⁾。山川菊栄も、『金鈴』を読んだとは明記はしていないが、刊行翌年の1921(大正10)年の評論において、武子を「愚にもつかぬ腰折れを恥ずかしげもなく並べたて」と評している。この山川の評論は、当時、伯爵令嬢でありながらタクシー運転手と駆け落ちした女性は「人間らしい」が、武子や白蓮を「模範的貴婦人にすぎない」と批判する内容となっている⁵¹。

当時の女性運動から見たとき、武子の女子教育観は政府の推奨する枠組みか ら外れない穏健派といわれるカテゴリーに当てはまるのかもしれない。中西は、 与謝野晶子からの批判に言及するに先立って、「女性自立の願いを胸中に秘め ながら、表面上決して国家・教団(男性社会)の期待する女性像に逸脱し得な いあり様は、武子自身が乗り越えていくべき大きな課題となっていった」と述 べている550。イギリスの女性参政権運動についての武子の1914(大正3)年の 回想中「英国当たりの婦人は学問もあり見識もあり、真個実力があって、あん な運動をいたすのでございますから、力がなくて何だ彼だとまをすのとは異 なって矢張注目せられて居るようでございますね50)」の中の「力がなくて何だ 彼だとまをす | という箇所は自身のことを指しているように思われる。また同 年の中外日報のインタビュー中「どういたしましても女でございますとそんな 運動は思う様にできないのでございますよ [57]という箇所とともに、当時の武 子が男性中心社会である教団の中で味わっていた孤立感、無力感の自嘲的表明 と思われる。当時の家父長制社会において、実家・婚家のコントロールから逸 脱することは容易ではなく、さらに実家につながる団体の婦人部会における長 という立場を放棄し、反旗を翻すのは現実的ではなかったと思われる。武子と は、置かれた環境の全く異なる与謝野らの批判がある意味的を射ていたとして も、武子の現実を考えたとき机上の空論であったともいえよう。

亡くなる5年前の37歳、武子は次のような歌を詠んでいる。

鍵を持つ汝男そ閉ぢこめていたはり顔もをかしからずや 鍵もちて扉背にして男子はいふ今や女は放たれたりと⁵⁸⁾

解釈は様々であり得ようが、壽子の「男性は婦人を或は人形視し或は奴隷視しすべての自由を束縛して来た」という言葉に呼応するかのような、強烈な家父長制批判とも読み取れる内容であると思われる。これこそが武子を女子大学設立に駆り立てた原動力であったのではないだろうか。

V. おわりに

壽子・武子の女性観、女子高等教育観は、詳細な記録が残されておらず、資料文献は限られており、二次資料に依拠して考察せざるを得ない部分も少なくなかった。また、本稿は、研究の最終目標である、女性に対する人権教育と人権思想を基盤とする法学教育の意義、また、それを女子大学において行うことの意義と目的を学術的に明らかにするところまで到達できていない。今後さらなる研究が必要ではあるが、最後に、武子の時代に、女性が法学教育を受けることがどのように考えられていたのかに言及しておきたい。

武子が女子大学設立趣意書を公表した翌年の1913(大正 2)年、Ⅲでも触れたように、日本で初めて女性の大学(東北大学理科大学)への入学が認められた5⁵⁹。メディアの論調は賛否両論あったが、読売新聞は「理科文科」はまだしも、「法律政治等の女子大生を養成する」ことは、「女子てふ理想標準を破壊」するとし⁶⁰⁾、議会で女子の大学入学について問われた文部官僚は、理科の方面で将来も女子を入学させるかどうかは「余ホド考究ヲ要スル問題」で、「況ヤ外ノ政治、法律ナドノ学科ニ於キマシテハ女子ヲ入学サセヤウト云フ考ハ只今毛頭有ッテ居リマセヌ」と回答している⁶¹⁾。法律政治という国家の体制に直接的に関わる領域に女性が進出することに否定的な風潮が当時の社会にあったことが

伺える。

当時の女性の置かれた社会的状況を考えたとき、武子らが女子の大学教育を求めたことぞれ自体、女性の権利拡大の重要な一歩であった。また、当時の女性運動や女子高等教育に関する運動からみたとき、少なくとも公になった文書については、最先端の主張とは言えなかったとしても、壽子・武子の願いは年月を経て京都女子大学を誕生させた。そして、理科はまだしも、政治法律の分野における女子の大学教育はありえないという当時の考え方を、時を超えて覆し、かつては良妻賢母的女性教育を期待されてきた女子大学という高等教育機関に法学部が設置されるという現実を招来している。現代社会にあって、法学教育を女子大学で行うことの意義について、引き続き検討していきたい。

註

- 1) 古澤夕起子「与謝野晶子 九條武子へのまなざし」『言語文化論叢 (16)』 5 頁 (2022)。古澤は、高石史人「近代真宗教団と慈善」(『仏教福祉への視座』〈永田文昌堂、2005〉) に基づいて赤松の慈善観を紹介し、赤松が「武子の慈善観にも影響を与えたと考えられる」(4頁) と指摘している。
- 2) 中西直樹『真宗女性教化雑誌の諸相』89頁(法蔵館、2021)
- 3) 千葉乗隆編『仏教婦人会百五十年史』259-260頁(仏教婦人会総連盟、1982)。 1909(明治42)年11月の『教海一瀾』の引用。
- 4) 九條武子「英京倫敦より」『女子文壇 (6・12)』 (1910)。国立国会図書館デジタルコレクションにて閲覧。
- 5) 同上、13頁
- 6) 同上、14頁
- 7) 高松茅村『本願寺裏方大谷籌子』53頁(芳醇社、1911)。国立国会図書館デジ タルコレクションにて閲覧。
- 8) 中西直樹『日本近代の仏教女子教育』186頁(法蔵館、2000)、竹安栄子「ジェンダー平等推進に果たす女子大学の役割 京都女子大学の挑戦」『NWEC 実践研究(13)』69-70頁(2023)
- 9) 中西・前掲注2) 98頁
- 10) 同上、99-100頁
- 11) 同上、100頁
- 12) 同上、105頁

- 13)「確立せる婦人の地位」『読売新聞(大正8年5月30日朝刊)』4頁(1919)。『ヨミダス歴史館』にて閲覧。
- 14) 比較ジェンダー史研究会ウェブサイト https://ch-gender.jp/wp/ 最終閲覧 2023年 9 月10日
- 15) たとえば、Bradwell v. Ill. では、弁護士資格を取得した既婚女性である Bradwellが実務に就くことは、婚姻無能力制度のため、不可とされた。83U.S.130 (1872)
- 16) 前田健太郎 (2019) 『女性のいない民主主義』岩波書店 54-56頁 (岩波書店、2019年)
- 17) 英国については、注14) に加えて、British Library ウェブサイサイトを参照。 https://www.bl.uk/votes-for-women/articles/suffragists-and-suffragettes 最終閲覧2023年9月10日
- 18) 前田・前掲注16) 69-70頁
- 19) 前掲注14) のウェブサイトも参照している。
- 20) 阿部恒久・佐藤能丸 『通史と資料 日本現代女性史』23頁 (芙蓉書房出版、 2000年)
- 21) 我妻栄編 『旧法令集』 205-214頁 (有斐閣、1968年)
- 22) 同上、441-442頁
- 23) 黒田忠史(2006)「法曹教育・法職就任男女同権化の比較法史(二)―20世紀前半の独・日・米における法制度改革を中心に―」 甲南法学 47巻275-338頁、281-283頁 黒田は、学制計画書には、「孟母三遷」のような前近代的な賢母育成の関心も通底するといえるが、他方で、福沢諭吉の『学問ノススメ』や明六社の啓蒙思想家による男女平等、女子教育といった主張との共通点も見いだせるのであり、教育の平等を明治初期の政府は推進した面もあるとしている。
- 24) 三成美保他『ジェンダー法学入門第3版』48-49頁 (法律文化社、2019年)
- 25) 文部科学省のまとめによれば、「高等女学校令制定について樺山文相は、三十二年七月の地方視学官会議において、女子高等普通教育に関して次のように説明した。高等女学校は「賢母良妻タラシムルノ素養ヲ為スニ在リ、故二優美高尚ノ気風、温良貞淑ノ資性ヲ涵養スルト倶ニ中人以上ノ生活ニ必須ナル学術技芸ヲ知得セシメンコトヲ要ス。」ここでは、女子の高等普通教育が中流以上の社会の女子の教育であり、その特質がいわゆるのちの「良妻賢母主義」の教育にあることを明らかにしていた。」文部科学省「高等女学校令の公布」https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317627.htm 2023年9月11日最終閲覧
- 26) 文部科学省「専門学校の制度化と拡充」

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317634.htm 2023年 9 月12日最終閲覧

27) 次項で見るように、このルートが開かれたことによって、日本初の女性弁護士 3名が誕生した。日本初の高等文官試験司法科合格者3名の一人である中田正子は日本大学専科、明治大学専門部女子部を卒業し、明治大学法学部に編入した。参照

http://www.lib.meiji.ac.jp/about/exhibition/gallery/38/38_pdf/pamph.pdf 2023年 9 月11日最終閲覧

なお、弁護士法制定によって、「日本帝国臣民ニシテ法律上の能力を有する成年以上の男子」に制限され、それまで代言人として「法的実務」を担っていた 女性は排除された。

- 28) 三成他・前掲注24) 48頁
- 29) 法律時報 1935年7月号13-15頁

なお、同じ法律時報に掲載された1936年座談会「婦人と法律」において、女性の弁護士資格獲得に最も尽力した、穂積重遠、末広厳太郎、我妻栄、司法省民事局長大森洪太らは、谷野節子(社会局向上監督官補)、大濵英子(婦人同志会)、山田わか(母性保護連盟委員長)と、婦人参政権運動、労働法・社会法関係諸問題、婦人弁護士、民法関係諸問題について論じている。

- 30) 黒田・前掲注23) 290-291頁
- 31) 中西・前掲注8) 13-14頁
- 32) 同上、109-111頁
- 33) 湯川次義『近代日本の女性と大学教育―教育機会開放をめぐる歴史』22頁(不 二出版、2003)
- 34) 同上、78頁
- 35) 同上、89-90頁
- 36) 同上、131頁
- 37) 同上、133頁
- 38) 山川菊栄『新装増補 山川菊栄集 評論編 第一巻 女の立場から』113-115 頁(岩波書店、2011)
- 39) 湯川・前掲注34) 305頁
- 40) 湯川・前掲注34) 310頁
- 41) 同上
- 42) 同上、318頁
- 43) 同上、321頁
- 44) 山川菊栄『新版増補 山川菊栄集 評論篇第二巻女性の反逆』(岩波書店、

2011年)

- 45) 中西・前掲注2) 96頁
- 46) 中西・前掲注2) 95頁
- 47) 同上
- 48) 同上、186頁
- 49) 湯川・前掲注33) 82頁
- 50) 竹安・前掲注8) 70頁
- 51) 中西・前掲注8) 191頁
- 52) 同上
- 53) 与謝野晶子「九条武子夫人の歌集『金鈴』を読みて」婦人公論 (1920) 『定本 与謝野晶子全集』第18巻所収 (講談社、1980)
- 54) 山川・前掲注44) 301頁
- 55) 中西・前掲注8) 191頁
- 56) 同上、186-187頁
- 57) 同上、198頁
- 58) 同上、203頁
- 59) 湯川·前掲注33) 50-56頁
- 60) 同上、63頁
- 61) 同上、70頁

受付日 令和 5 (2023) 年10月16日 採用日 令和 6 (2024) 年 2 月 7 日

<**キーワード>** 女性の人権